

障がい者活躍推進計画

令和 6 年 10 月

浜田地区広域行政組合

機関名	浜田地区広域行政組合
任命権者	浜田地区広域行政組合管理者
計画期間	令和6年10月1日から令和12年3月31日（5年6か月間）
障がい者雇用に関する課題	本組合は、プロパー職員5名（内2名は再任用職員）、会計年度任用職員10名、関係市からの派遣職員14名で構成される小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 現時点でも、職員の中に障がい者がいないため、組織的な体制整備は行っていない。

目標

①採用に関する目標	障がい者の雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。

取組内容

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。 ○障がい者の雇用の推進及び計画の実施状況の点検・見直し等を行うため、障害者雇用推進者、各課長等による協議・検討会議を設置する。 ○障がいのある職員に対しては、組織内の人的サポート体制を整備するとともに、関係市並びに組織外の関係機関（島根労働局、ハローワーク浜田その他障がい者支援機関等）とも連携する。
(2) 人材面	○本組合の職員に対しては、関係市並びに島根労働局や各種団体が開催する研修等への参加を促す。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○人事評価や人事ヒアリング等の面談時に、障がいのある職員と業務の適切なマッチングができているか点検し、必要に応じて見直し等の検討を行う。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境	○相談窓口への相談のほか、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、働きやすい環境づくりに努める。 ○措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつ、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○会計年度任用職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
(3) 働き方	○年次有給休暇や特別休暇等の各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5) その他の人事管理	○障がいのある職員に対し必要に応じて面談を実施し、仕事の状況を把握し、精神面、体調面への配慮を行う。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障がい者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。

4. その他

	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
--	--